

野口レポート

NO. 180

平成23年9月1日
発行:有限会社アルファ野口 〒211-0012
川崎市中原区中丸子 538 ムルベ-ユマルダ 1F
TEL 044-422-1337 FAX 044-455-0208
文責:野口 賢次

満身創痍のおじいちゃん

暑いなか封書を手に杖をつき、おじいちゃん（Aさん84歳）が相談に見えました。封書は、熊本県の債権者代理人からのものです。Aさんが相続人であること、被相続人には債務があること、そして相続を承認するか、放棄するか判断を求めています。

高齢のAさんには何がなんだか分かりません。近所の人に相談したら、あそこへ行ってみたらと言われたそうです。

同封の相続関係図を見ると、Aさんの祖父は再婚しています。被相続人は亡き母親の異母兄弟Bさんです。今風にいえば「おひとりさま」で、第3順位の兄弟姉妹が相続人となります。AさんはBさんの存在も、顔を見たこともありません。

祖父の子（兄弟姉妹・異母兄弟姉妹）は全て亡くなっており、相続人はAさんを含め高齢の代襲相続人が18人です。ほとんど相続放棄し、他の相続人も放棄を希望しているとのことでした。

もし、Aさんが放棄するなら、代理人が相続放棄の申述と一緒にやってくれるとのことでした。だが、そのあとは熊本家庭裁判所と書類のやりとりが必要となります。

専門家に頼めばそれなりに費用が発生します。話を聞いてみるとAさんは、大きな病を患い、今も新たな病をかかえ満身創痍です。家計も厳しく費用を工面する余裕がありません。

これも何かの縁と思い、お手伝いすることにしました。Aさんの使者役として代理人とやり取りをし、委細を確認しました。

Aさんは代理人からの通知で、自分が相続人であることをすでに知りました。相続人であると知った時から3ヵ月を過ぎると相続を承認したとみなされ相続放棄はできません。

Aさんには一度相続放棄が受理されてしまうと、取り消すことができないことを十分に説明し了解を得ました。

あとは熊本家裁とのやり取りです。文書は代筆し署名は本人にお願いしました。家裁からの照会に対し回答書を送りました。しばらくして相続放棄が受理されたとの通知がありました。これでAさんは最初から相続人でなくなり債務は相続せずに済みます。

家裁に相続放棄申述受理証明書を請求し手元に届きました。この証明書がAさんにとって水戸黄門の印籠となります。

封書のやり取りを4回したので、80円切手×4枚＝320円をAさんに請求しました。おじいちゃんは太っ腹でした。ポケットから1000円札を取り出し、「つりはいらぬ」と一言。

このような人助けは、組織のなかではできません。相続に特化した一介の不動産屋だからできる「我がまま」だと思っています。

ありがたいことに、最近は「あそこへ行ってみたら」と言われ相談に見えるお客様が増えてまいりました。

この相続放棄もちょうど1年前の案件でした。そのあとおじいちゃんは見かけません。元気でいてくれるとよいのですが…………。